

平成 24 年（行ウ）第 15 号  
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件  
原告 大石 光伸 外 265 名  
被告 国 外 1 名

## 報 告 書 （ 2 ）

水戸地方裁判所 民事第 2 部 御中

平成 26 年 5 月 2 日

原告ら訴訟代理人  
弁護士 萩 野 谷 興

### 福島県の内水面漁業者および養鯉事業者の原発被害

1、標記業者らは、平成 24 年 1 月から平成 26 年 1 月までの間に東京電力から別表記載のと通りの損害賠償金を受領した。別表は、各損害賠償請求権者が東京電力に対して請求した金額のうち、東京電力も支払義務を認め、現に支払った金額の一覧表である。

この一覧表によれば、内水面漁業関係では番号 1 から 9 までの 9 漁協が受領した賠償金は約 9809 万円であり、養鯉事業者関係では番号 10 から 18 までの 9 業者が受領した賠償金は約 2 億 6661 万円である。

しかし、この金額は、後述のとおり、損害額のほんの一部に過ぎない。

2、上記損害賠償請求は、福島県弁護士会所属の広田次男弁護士（以下「広田弁護士」という）を含む 10 名余名の弁護士が代理人となって手続したものである。

広田弁護士らは、東電に対し、各業者ごとの請求書と決算書など膨大な書証等とを提出して請求しているが、ここでは、その例として、別紙 A の平成 24 年 1 月 25 日付「内水面組合についての損害賠償請求書」、別紙 B の平成 24 年 1 月 23 日付「請求書（室原川高瀬川漁業協同組合）」および別紙 C の「福島県養鯉事業振興協議会についての損害賠償請求

書」を添付する。

3、当職は、広田弁護士から上記請求にかかる一連の書類を借用し、かつ、同弁護士から事情を聞いて、別表を作成した。

別紙 A の請求書には、損害賠償請求をする根拠および損害算出の方法が記載されている。この請求書の基本的な考え方は、養鯉業者についても当てはまる。

まず、請求の根拠の要点については、

- ① 3.11 の東電福島第一原発の事故によって放射性物質が放出された結果、一部の内水面から採取されたアユ等の淡水魚からは、セシウムの反応が出たし、また、セシウム等が不検出の内水面でも、その風評被害等のため、遊漁権等の売上が極端に減少した。
- ② その結果、一部組合では営業自体ができなくなったり、営業を再開しても釣り客がほとんど訪れない状態が続き、前年までの売上には到底及ばない団体もある。
- ③ 福島県内水面の自然環境そのものが根こそぎ奪われ、請求組合の経営のみならず、内水面保護のため、放流、河川管理を依頼していた組合員に対する日当等の支払もできない状態である。
- ④ 海面漁業については、東電から仮払がなされていたが、内水面については、賠償の交渉テーブルさえ提示されていない。

4、広田弁護士は、別表記載の賠償金は既に支払いを受けているが、これは、内水面および養鯉関係者が請求した額の数十分の一にとどまっているとのことであり、広田弁護士らは残金の賠償請求のため、現在、提訴を検討中と話している。

5、福島県の内水面や河川の水産業者の被害の実態はマスコミではあまり報道されておらず、一般国民の目にふれにくいことであるが、広田弁護士たちの活動によって、その方面の損害の一端が明らかになった。

このように、放射能汚染による被害は、多方面にわたり深刻に及んでいるのである。

以上

別表

内水面組合

番号	漁協名	1回目		2回目		漁協合計 (円)
		期間	組合 営業損失(円)	期間	組合 営業損失(円)	
1	室原川高瀬川漁業協同組合	23.4.1~24.3.31	15,398,278	23.12~24.9	13,921,142	32,485,570
2	夏井川漁業協同組合	23.3.1~9.30	1,635,648	24.4.1以降	3,080,965	4,716,613
3	富岡川漁業協同組合	23.3.1~12.31	813,688	23.12.1~24.12.31	1,351,146	2,325,583
4	熊川漁業協同組合	23.3.11~12.31	701,550			701,550
5	鮫川漁業協同組合	23.3.11~11.30	9,629,229	23.12~24.11	3,419,441	13,048,670
6	新田川太田川漁業協同組合	23.3.11~11.30	7,253,706	23.12~24.11	6,361,958	13,615,664
7	久慈川第一漁業協同組合	23.3.1~12.31	3,446,602	23.12.1~24.9.30	8,159,818	11,606,420
8	真野川漁業協同組合	23.3.11~11.30	2,735,115			2,735,115
9	檜原漁業協同組合	23.3.1~8.31まで	16,857,846			16,857,846
	合計		58,471,662		36,294,470	98,093,031

養鯉事業振興協議会

番号	氏名(会社名)	1回目		2回目		3回目		4回目		個別 合計(円)
		期間	営業損失(円)	期間	営業損失(円)	期間	営業損失(円)	期間	営業損失(円)	
10	熊田 純幸	23.3.1~8.31	27,585,792	23.9.1~24.8.31	58,008,750	24.9.1~25.2.28	26,651,024	25.3.1~8.31	26,457,354	112,245,566
11	株式会社熊田水産	23.6.1~8.31	3,457,829	"	8,699,823					12,157,652
12	富澤 洸	23.3.1~8.31	3,135,762	"	9,967,416	24.9.1~25.2.28	6,411,401	25.3.1~8.31	3,462,288	19,514,579
13	有限会社廣瀬養鯉場	"	12,283,922	"	19,478,798					31,762,720
14	古川養鯉場こと古川常雄	23.3.11~8.31	3,947,367	"	3,513,925					7,461,292
15	七海養鯉場こと七海勝也	"	2,449,707	"	5,310,000					7,759,707
16	有限会社熊田養鯉場	23.3.1~8.31	39,512,438	"	16,400,096	24.9.1~25.2.28	3,709,226	25.3.1~8.31	23,279,250	59,621,760
17	斎藤鯉店こと斎藤 総栄	23.3.11~8.31	6,156,996	"	1,955,677	"	1,955,677	"	1,635,864	10,068,350
18	県南鯉養殖漁業協同組合	23.3.11~24.8.31	3,214,472	24.9.1~25.2.28	2,317,866					5,532,338
	合計		101,744,285		125,652,351		38,727,328		54,834,756	266,123,964

内水面組合についての損害賠償請求書

〒100-0014

東京都千代田区永田町二丁目13番1号

ボッシュビル赤坂3回 中山・男澤法律事務所

東京電力株式会社 代理人

弁護士 中山 慈 男 殿

平成24年1月23日

(申立人・請求人) 別紙当事者目録のとおり

上記申立人・請求人代理人弁護士	広	田	次	男
同 弁護士	渡	辺	淑	彦
同 弁護士	越	前	谷	元 紀
同 弁護士	九	鬼	周	平
同 弁護士	菅	野		哲
同 弁護士	佐	々	木	学
同 弁護士	湯	坐	聖	史
同 弁護士	米	村	俊	彦
同 弁護士	西	山	健	司
同 弁護士	田	代		圭
同 弁護士	和	田	美	香

(連絡場所 広田次男法律事務所)

〒970-8026 福島県いわき市平字八幡小路66番地9

電話 0246-24-2340 FAX 0246-24-2342

## 請 求 の 趣 旨

1. 東京電力株式会社は、添付各内水面組合請求書記載のと通りの請求金額を支払え。
  2. 東京電力株式会社は、今後、各内水面組合に対し、定期的にどのような賠償を行っていくのか明らかにせよ。
  3. 東京電力株式会社は、海の漁業協同組合と同様、内水面組合に対しても定期的賠償をする用意があるのか否か明らかにせよ。
- これらの請求に対する支払いと書面での回答を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1. 被害の概要

各請求人各組合は、福島県内水面漁業協同組合連合会に所属する組合の一部である。内水面とは、川魚を保護し、河川を維持するための漁業協同組合である。

海についての、漁業協同組合については、平成 23 年 5 月 31 日より仮払いが実施され、平均水揚げ高の約 8 割強を損害と認定し、仮払いを実施しているようであるが、内水面組合には一切そのような補償はなされていない。

内水面組合は、資源が枯渇しないよう増殖義務が課せられており（漁業法 127 条）、内水面の生態系、生物多様性に配慮しながら、内水面の資源を保護し、遊漁者のニーズに対応する活動を続けてきた。福島県内の内水面には、その自然環境、山岳・溪流風景に魅せられた多くの釣り人達が、首都圏を中心とする地域から、毎年多数訪れてきた。

ところが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故により、広範囲にわたり放射性物質が環境中に放出された結果、一部の内水面から採取されたアユ等の淡水魚からは、セシウム反応が出てしま

った。また、セシウム等が不検出の内水面でも、その風評被害等のために、その遊漁権等の売り上げが極端に減少してしまっている。この結果、一部の内水面組合では、営業自体が出来ていない組合もあれば、営業を再開しても、釣り客がほとんど訪れない状態が続いており、昨年までの売上には到底及ばない団体もある。

このように、福島県内内水面の自然環境そのものが根こそぎ奪われ、通知組合の経営のみならず、内水面の保護のために、組合員に放流、河川管理などを依頼し、日当等を支払っていたが、その組合員に対する支払いも出来ない状態となっている。

さらには、毎年の釣り客来訪を前提に経営が成り立っていた旅館、釣具店、土産物店など、様々な関連産業が筆舌に尽くしがたい打撃を受けている。

海の漁協については、着々と仮払いがなされているとのことですが、内水面については、賠償の交渉のテーブルさえ提示されていない状態である。早急に、交渉のテーブルを用意し、定期的に支払いを継続して頂きたい。

その交渉のテーブルにつく、事前の情報提供として、各組合の請求書を添付する。交渉のテーブルに着く前に、検討の上、今後、各内水面組合に対し、どのような賠償をしていくのかについての明確な回答を頂きたい。

## 2. 損害額計算方法についての説明

具体的請求については、各組合の請求書記載のとおりであるが、内水面組合に特有の損害の現れ方について、若干の説明を行う。

### (1) 営業損害の計算方法（特に、固定費・変動費の取り扱い）

事業収入（組合員からの賦課金・行使料、一般観光者らからの遊漁料等）は、一般の会社の売上に相当するものである。内水面組合は、一種の公益法人であるので、県からの、受入補助金・助成金等の収入がある。

事業費用のうち、種苗費・放流費・河川管理費などは、通常の場合、仕入れ金額に相当するものであるが、内水面組合は、法律上、義務放流をし

なければならず、これは、売上原価中の固定費として、加えて計算をしている。

次に、事業管理費のうち、変動費と考えられるものを選らでいるが、各組合毎に勘定科目が異なるので、この項目については、各組合の実情に応じている。

#### (2) 営業損害賠償の請求期間

原則として、平成23年3月から11月分までの請求を求めているが、この点についても、各組合毎に事情が異なるので（会計書類の整理未了、冬場の収入が無いなど）、各組合の判断に委ねている。

#### (3) 基準年について

原則として、事故の直近年を基準年としているが、各組合の事情により、3年平均、平成20年乃至22年から選択して基準年としている組合もある。

#### (4) 弁護士費用

弁護士費用としては、請求額の1割を計上している。

### 3. 特記事項

#### (1) 沼沢漁業協同組合と五十島富男氏

沼沢漁業協同組合の場合、その損害を構成するものは、組合員である五十島富男氏において生じている損害のため、行使料を取得できないことによる損害であるので、請求人については、五十島富男氏個人とした。

#### (2) 組合員の労務費

組合員の労務費の請求を組合が行っているものがある。これは、本来、就労不能に伴う損害として申立人の組合員に帰属すべきものであるが、申立人の上記各事業についての労務は、全て組合員が担当していたものであるが、年度ごとに担当者が異なるものであり、各組合員個人における損害額は特定できない。そこで、組合員全員に代わり申立人がこれを相手方に請求し、組合員に支払うものとする。

## 当事者目録

- 〒963-5201 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本52  
申立人 久慈川第一漁業協同組合  
代表者組合長理事 佐川泉
- 〒979-1303 福島県双葉郡大熊町大字熊川字久麻川495-1  
申立人 熊川漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 末永精一
- 〒975-0032 福島県南相馬市原町区桜井町2丁目120の8  
申立人 新田川・太田川漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 湊清一
- 〒979-0153 福島県いわき市川部町前の内46-1  
申立人 鮫川漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 高木克靖
- 〒968-0014 福島県大沼郡金山町大字玉梨字横井戸2798-1  
申立人 野尻川非出資漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 五ノ井喜
- 六
- 〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下川原94-1  
申立人 室原川高瀬川漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 大井良雄
- 〒970-1151 福島県いわき市好間町下好間字渋井131-3  
渋井コーポ1-201  
申立人 夏井川漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 遠藤正男
- 〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯1093番地  
申立人 檜原漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 遠藤栄久
- 〒979-2335 福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前の内73  
申立人 真野川漁業協同組合  
代表者組合長 渡辺昭一



〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚432  
申立人 富岡川漁業協同組合  
代表者組合長 猪狩弘道

〒968-0003 福島県大沼郡金山町大字沼沢字上道1644  
申立人 五十島 富 夫

〒968-0006  
福島県大沼郡金山町大字中川字大田面1488  
申立人 沼沢漁業協同組合  
代表者代表理事組合長 鈴木茂

以上

## 請求書（室原川高瀬川漁業協同組合）その1

平成24年1月23日

東京電力株式会社 御中

担当代理人弁護士 湯 坐 聖 史

## 第1 申立ての趣旨

- 1 相手方は、申立人に対して、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの減収分として、金1539万8278円を支払え
- 2 相手方は、申立人に対して、本仲裁手続による損害賠償請求に要した弁護士費用の賠償として金153万9827円を支払え
- 3 相手方は、申立人に対して、上記損害額合計1539万8278円に対する平成23年3月11日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。
- 4 相手方は、申立人に対して、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに生じる別紙申立人組合員名簿記載の組合員の就労不能に伴う損害として別紙3 労務費諸費一覧表記載の逸失労務費等合計金316万6150円を支払え。
- 5 相手方は、申立人に対して、本仲裁手続による損害賠償請求に要した弁護士費用の賠償として金31万6615円を支払え
- 6 相手方は、申立人に対して、上記損害額合計316万6150円に対する平成23年3月11日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

## 第2 申立人自身の損害について（請求の趣旨第1項及び第2項）

## 【申立人の概要】

申立人は、下記■の区域にて事業の（全部・一部）を営んでいる、漁業法第6条第5項第5号に基づく第五種共同漁業についての漁業権を有する漁業協同組合である。

平成23年3月11日発生 of 福島第一発電所事故による影響により、申立人が上記漁業権を有する室原川・高瀬川は全流域が警戒区域に指定され、原則として立入りが不可能な状態である。

そのため、申立人は、その通常の事業を一切停止しており、現在は必要最小限の組合員及び組合財産の管理業務を行っている状態である。

■警戒区域 □計画的避難準備区域 □緊急時避難準備区域

- 屋内退避区域 特定避難勧奨地点 南相馬市  
その他の地域

【本請求の対象とする期間】

平成23年4月1日乃至平成24年3月31日

【本請求において請求の対象とする損害項目】

下記の損害項目の内、を付したのもの

\*その他の損害項目については、上記「本請求の対象とする期間」内に生じたものも含めて、別途請求を行う予定である。

営業損害（甲1，甲2）

1 減収分の算定式

売上高減少額×貢献利益率

2 貢献利益率の計算式

(粗利+売上原価中の固定費-経費中の変動費) ÷売上高

3 申立人における貢献利益率

(1) 平成23年3月期の貢献利益率

$(10,925,591 + 4,700,323 - 224,687) \div 18,485,328 \approx 0.833$

(2) 申立人の売上高減少額

上記3期平均売上高-平成24年3月期売上高

$18,485,328 - 0 = 18,485,328$

(3) 減収分

$18,485,328 \times 0.833 = \underline{15,398,278}$

検査費用

1 検査の内容

- 農林水産品・商品等の検査費用  
生産資材の検査費用  
輸送機器の検査費用  
その他

2 検査依頼先

3 検査に要した費用

- 検査費用  
検査に伴う人件費，輸送費等

円  
円

増加費用

1 増加費用の内訳

移転費用 ( 営業拠点  器具備品等  その他 )

出荷制限指示等に伴う以下の追加的費用

回収費用

廃棄費用

代替物の購入費用

汚染された生産資材等の更新費用

その他

2 増加費用の額

(警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点) 内の財物価値の喪失・減少に伴う損害

1 財物の種類

2 時価評価額又は簿価

3 財物の現状

4 損害額

風評被害

1 品目類型

福島県における以下の産品

食用農林産物

茶

畜産物 (食用)

水産物 (食用・飼料用)

花卉

その他の農林水産物

牛肉, 食用に供される牛

上記を主たる原材料とする加工品

2 損害項目

営業損害

検査費用

増加費用

間接被害

1 第一次被害者の概要

①第一次被害者の類型

(警戒区域 計画的避難区域 屋内待避区域 緊急時  
避難準備区域 特定避難勧奨地点 南相馬市) の住民

(警戒区域 計画的避難区域 屋内待避区域 緊急時  
避難準備区域 特定避難勧奨地点 南相馬市) の事業者

政府等による各種指示等により被害を受けた者

風評被害により被害を受けた者

②申立人の第一次被害者との取引内容

2 取引の代替性の欠如について

事業の性質上、販売先が\_\_\_\_\_地域に限られる。

事業の性質上、調達先が\_\_\_\_\_地域に限られる。

原材料やサービスの性質上、その調達先が\_\_\_\_\_地域に限られる。

その他

3 損害項目

営業損害

増加費用

■弁護士費用 153万9827円 (今回の請求分にかかる損害額合計  
1539万8278円の10パーセント相当額)

第3 申立人の組合員に生じた損害（請求の趣旨第2項）

【損害内容の説明】

申立人は、平成23年4月1日から、放流・採捕・河川管理の各事業の一切を停止しており、今年度中の再開の見込みはない。これにより、申立人の組合員は、上記各事業に従事することにより申立人から得ていた下記■の各労務費収入を失った。これは、就労不能に伴う損害として申立人の組合員に帰属すべきものである。

他方、申立人の上記各事業についての労務は、全て組合員が担当していたものであるが、年度ごとに担当者が異なるものであり、各組合員個人における損害額は特定できない。

そのため、組合員全員に代わり申立人がこれを相手方に請求するものである。

【本請求の対象とする期間】

平成23年4月1日乃至平成24年3月31日

【本請求において請求の対象とする損害項目】

下記の損害項目の内、■を付したもの

\*その他の損害項目については、上記「本請求の対象とする期間」内に生じたものも含めて、別途請求を行う予定である。

■放流労務費

金 414,200円

■河川監視員労務費

金 1,127,300円

■河川管理労務費

金 380,800円

■遊漁券販売労務費

金 1,243,850円

■上記合計

金 3,166,150円

■弁護士費用 31万6615円（今回の請求分にかかる損害額合計316万6150円の10パーセント相当額）

証拠方法

甲第1号証

試算表

甲第2号証

平成23年度月別支出集計表

## 福島県養鯉事業振興協議会についての損害賠償請求書

2012年(平成24年)3月7日

〒100-8560

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力株式会社

代表取締役 西澤俊夫 殿

請求人代理人弁護士	広	田	次
同 弁護士	齊	藤	正
同 弁護士	渡	邊	真
同 弁護士	湯	坐	聖
同 弁護士	渡	邊	
同 弁護士	渡	辺	淑
同 弁護士	越 前	谷	元
同 弁護士	九	鬼	周
同 弁護士	菅	野	
同 弁護士	佐 々	木	
同 弁護士	米	村	俊
同 弁護士	西	山	健
同 弁護士	田	代	
同 弁護士	和	田	美

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり



## 第1 請求の趣旨

- 1 相手方は、請求人に対して、平成23年8月31日までの営業損害として、金2758万5792円を支払え

## 第2 請求人の損害について

### 【請求人の概要】

請求人は、下記■の区域にて事業の（全部・一部）を営んでいる。

- 警戒区域 計画的避難準備区域 緊急時避難準備区域  
屋内退避区域 特定避難勧奨地点 南相馬市  
その他の地域（福島県郡山市）

請求人は、専ら食用の鯉を養殖し販売する事業を営んでいる。

因みに、養鯉業者は、毎年5月に稚魚を購入し、自分の養殖池（多くは公有地等を借りている）で1～2年養殖し、肥育させてから出荷する。業者によっては、養殖だけでなく加工（鯉の甘煮など）を手がけるところもある。

養殖池は公有地（国有地）等が多く、占有使用料を負担し、かつ、池に安積疎水の水が引かれている場合には、疎水使用料も負担する。養殖池には、稚魚用の池、2歳魚用の池、3歳魚用の池…というように複数の池を使用し、定期的に魚の入れ替えを行いながら養殖と出荷を行っている。また、養殖池の水に溶け込む酸素が不足すると、鯉が酸素不足になるので、とりわけ夏場の一定期間は常時ポンプを稼働させて池に酸素を送り込む必要がある。

鯉の年齢は、数え年で数えるが、出荷は2年物と3年物であり、それ以上は商品とはならない。

### 【本請求の対象とする期間】

平成23年3月1日乃至平成23年8月31日

### 【本請求において請求の対象とする損害項目】

下記の損害項目の内、■を付したもの

\*その他の損害項目については、上記「本請求の対象とする期間」内に生じたものも含めて、別途請求を行う予定である。

### ■営業損害（甲1～5）

- 1 対象期間における売上げの減少分【別紙1、甲3～4】

金31,702,000円

\*平成22年3月から同年8月までの売上63,630,000円 - 対象期間売上31,928,000円

- 2 平成22年12月決算時の貢献利益率【別紙2、甲1～2、甲5】

[81,601,999円(粗利)+47,353,358円(売上原価中の固定費)-8,369,018円(経費中の変動費)]÷152,378,322円(売上高)≒0.7913

売上原価中の材料費には、えさ代が含まれており、その合計が4735万3358円となる(甲5)。これは、売上の増減にかかわらず、養殖池等で畜養している鯉の餌として給与しなければならず、固定費として扱われるべきものである。

また、販売費・一般管理費中の水道光熱費の多くは電気代であるところ、畜養池に酸素を補給するためのポンプ稼働のための電気代が主なものであり、固定費と考えられる。

3 対象期間における逸失利益

31,702,000円×0.7913=25,085,792

円

□検査費用

1 検査の内容

- 農林水産品・商品等の検査費用
- 生産資材の検査費用
- 輸送機器の検査費用
- その他

2 検査依頼先

3 検査に要した費用

- 検査費用 円
- 検査に伴う人件費, 輸送費等 円

□増加費用

1 増加費用の内訳

- 移転費用 ( 営業拠点 器具備品等 その他 )
- 出荷制限指示等に伴う以下の追加的費用
  - 回収費用
  - 廃棄費用
  - 代替物の購入費用
  - 汚染された生産資材等の更新費用
  - その他

## 2 増加費用の額

(警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点) 内の財物価値の喪失・減少に伴う損害

- 1 財物の種類
- 2 時価評価額又は簿価
- 3 財物の現状
- 4 損害額

### 風評被害

#### 1 品目類型

福島県における以下の産品

- 食用農林産物
- 茶
- 畜産物 (食用)
- 水産物 (食用・飼料用)
- 花卉
- その他の農林水産物
- 牛肉, 食用に供される牛
- 上記を主たる原材料とする加工品

#### 2 損害項目

- 営業損害
- 検査費用
- 増加費用

間接被害

1 第一次被害者の概要

①第一次被害者の類型

- ( 警戒区域 計画的避難区域 屋内待避区域 緊急時  
避難準備区域 特定避難勧奨地点 南相馬市) の住民
- ( 警戒区域 計画的避難区域 屋内待避区域 緊急時  
避難準備区域 特定避難勧奨地点 南相馬市) の事業者
- 政府等による各種指示等により被害を受けた者
- 風評被害により被害を受けた者

②請求人の第一次被害者との取引内容

2 取引の代替性の欠如について

- 事業の性質上、販売先が\_\_\_\_\_地域に限られる。
- 事業の性質上、調達先が\_\_\_\_\_地域に限られる。
- 原材料やサービスの性質上、その調達先が\_\_\_\_\_地域に限られる。
- その他

3 損害項目

営業損害

増加費用

■弁護士費用

損害額の1割相当 金250万円

証 拠 方 法

甲第1号証	平成22年分所得税確定申告書B
甲第2号証	平成22年分収支内訳書(一般用)
甲第3号証	平成22年分推移表
甲第4号証	平成23年分推移表
甲第5号証	平成22年分元帳(材料仕入高分)

添 付 書 類

- 1 甲号証の写し
- 2 住民票
- 3 委任状

当 事 者 目 録

- 〒963-0213 福島県郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2-2  
請 求 人 熊 田 純 幸
- 〒970-8026 福島県いわき市平字八幡小路66-9  
広田次男法律事務所  
TEL 0246(24)2340 FAX 0246(24)2342  
請求人代理人 弁護士 広 田 次 男
- 〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目2番13号  
弁護士法人けやき法律事務所  
TEL 024(933)0823 FAX 024(934)2644  
請求人代理人 弁護士 齊 藤 正 俊
- 〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目7番16号  
渡邊真也法律事務所  
TEL 024(921)0131 FAX 024(921)2009  
請求人代理人 弁護士 渡 邊 真 也
- 〒961-8055 福島県西白河郡西郷村字道南西93  
豊作ビル2階203・204号  
新白河法律事務所  
TEL 0248(21)0828 FAX 0248(21)0838  
請求人代理人 弁護士 湯 坐 聖 史
- 〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目2番13号  
弁護士法人けやき法律事務所  
TEL 024(933)0823 FAX 024(934)2644  
請求人代理人 弁護士 渡 邊 純
- 〒970-8026 福島県いわき市平字田町120  
ラトブ7階  
浜通り法律事務所  
TEL 0246(68)8700 FAX 0246(68)8701  
請求人代理人 弁護士 渡 辺 淑 彦

- 〒970-8026 福島県いわき市平字八幡小路66-9  
 広田次男法律事務所  
 TEL 0246(24)2340 FAX 0246(24)2342  
 請求人代理人 弁護士 越前谷 元 紀
- 〒970-8026 福島県いわき市平字白銀町1-1  
 不二屋第1ビル3階  
 弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所  
 TEL 0246(35)0234 FAX 0246(21)0201  
 請求人代理人 弁護士 九 鬼 周 平
- 〒970-8026 福島県いわき市平字白銀町1-1  
 不二屋第1ビル3階  
 弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所  
 TEL 0246(35)0234 FAX 0246(21)0201  
 請求人代理人 弁護士 菅 野 哲
- 〒970-8026 福島県いわき市平字白銀町1-1  
 不二屋第1ビル3階  
 弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所  
 TEL 0246(35)0234 FAX 0246(21)0201  
 請求人代理人 弁護士 佐々木 学
- 〒976-0042 福島県相馬市中村字桜ヶ丘56-1  
 TKウェルネス桜ヶ丘202  
 相馬ひまわり基金法律事務所  
 TEL 0244(37)2560 FAX 0244(37)2561  
 請求人代理人 弁護士 米 村 俊 彦
- 〒975-0014 福島県南相馬市原町区西町1-6-10  
 ひばり法律事務所  
 TEL 0244(26)6006 FAX 0244(26)6016  
 請求人代理人 弁護士 西 山 健 司

〒965-0873 福島県会津若松市追手町3-16  
一之丁ビル  
会津鶴城法律事務所  
TEL 0242(28)5640 FAX 0242(28)5641  
請求人代理人 弁護士 田 代 圭

〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目2番13号  
弁護士法人けやき法律事務所  
TEL 024(933)0823 FAX 024(934)2644  
請求人代理人 弁護士 和田 美 香

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
相手方 東京電力株式会社  
上記代表者代表取締役 西 澤 俊 夫



熊田純幸

売上推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成22年	3,922,000	5,260,000	12,030,000	12,347,000	8,941,000	11,742,000	7,453,000	11,117,000	9,581,000	8,339,000	16,039,000	45,607,000	152,378,000
平成23年	5,636,000	9,334,000	5,063,000	6,623,000	3,861,000	6,392,000	6,563,000	3,426,000					
売上減少			-6,967,000	-5,724,000	-5,080,000	-5,350,000	-890,000	-7,691,000					-31,702,000

平成22年比

平成22年3月～同年8月までの売上 63,630,000

平成23年3月～同年8月までの売上 31,928,000

熊田 純幸

平成22年12月期	
売上高	
商品売上高	152,378,322
車両リース料	
売上値引・戻り高	
純売上高	152,378,322

科 目	変動費	固定費	決算額
売上原価			
期首棚卸高			
当期製品製造原価			114,776,323
(材料費)	67,422,965	47,353,358	114,776,323
(労務費)			
(製造経費)			
期末棚卸高			44,000,000
合計			70,776,323
売上総利益			81,601,999

平成22年12月期			
科 目	変動費	固定費	決算額
役員報酬			0
給料手当		30,943,250	30,943,250
福利厚生費		1,415,851	1,415,851
人件費		32,359,101	32,359,101
広告宣伝費			0
運賃			0
容器包装費			0
販売促進費			0
地代家賃		5,600,000	5,600,000
計理費		372,750	372,750
水道光熱費		3,640,483	3,640,483
車両関連費	7,513,714		7,513,714
事務用消耗品費			0
消耗品費		4,166,908	4,166,908
賃借料(リース料)		14,997,933	14,997,933
支払保険料		123,770	123,770
修繕費	181,500		181,500
租税公課		3,691,760	3,691,760
減価償却費		1,312,023	1,312,023
接待交際費	416,742		416,742
旅費交通費	257,062		257,062
通信費		436,425	436,425
支払手数料			0
会議費			0
諸会費			0
図書教育費			0
薬品代		198,500	198,500
雑費		697,299	697,299
一般管理費	8,369,018	35,237,851	43,606,869
販売費・一般管理費	8,369,018	67,596,952	75,965,970

東京電力の計算式

逸失利益＝売上高減少額×貢献利益率

貢献利益率＝(粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費)／売上高

平成22年12月期の貢献利益率

(81,601,999＋47353358－8369018)／152,378,322≒0.7913

売上減少

平成22年3月～平成22年8月との比較では、31702000円の減少

3170万2000円×0.7913＝2508万5792円